

議案第9号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 目黒区長 青木英二

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月目黒区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「第10条及び第11条」を「第9条の5第1項」に、「) 第12条」を「) 第11条の2第1項の規定により指定された超勤代休時間、勤務時間条例第10条及び第11条又は幼稚園教育職員勤務時間条例第12条」に、「その日」を「その時間及び日」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(説明) 超勤代休時間制度の導入に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、<u>次に</u>掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第9条の5第1項</u>又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月目黒区条例第37号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）<u>第11条の2第1項</u>の規定により指定された超勤代休時間、<u>勤務時間条例第10条及び第11条</u>又は<u>幼稚園教育職員勤務時間条例第12条及び第13条</u>の規定による休日並びに<u>勤務時間条例第12条第1項</u>又は<u>幼稚園教育職員勤務時間条例第14条第1項</u>の規定により指定された代休日で、<u>その時間及び日に</u>任命権者が特に勤務を命じていない場合</p> <p>(3)・(4) (現行に同じ。)</p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、<u>次の各号に</u>掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第10条及び第11条</u>又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月目黒区条例第37号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）<u>第12条及び第13条</u>の規定による休日並びに<u>勤務時間条例第12条第1項</u>又は<u>幼稚園教育職員勤務時間条例第14条第1項</u>の規定により指定された代休日で、<u>その日に</u>任命権者が特に勤務を命じていない場合</p> <p>(3)・(4) (省略)</p>